

改正

平成10年9月21日条例第26号
平成15年6月30日条例第21号
平成19年3月16日条例第3号
平成24年12月22日条例第22号
平成28年3月17日条例第14号
平成29年12月25日条例第29号

碧南市こどもすこやか手当支給条例

碧南市遺児手当支給条例（昭和48年碧南市条例第7号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、ひとり親家庭等児童（以下「児童」という。）の健全な育成と福祉の増進を図るため、こどもすこやか手当（以下「手当」という。）の支給について必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この条例において「児童」とは、18歳以下の者（18歳の者にあつては、18歳に達した日の属する年度の末日までを18歳以下の者とし、同日以後引き続き中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部に在学する者を含む。）で次の各号のいずれかに該当するものをいう。

（1）父若しくは母と死別し、又は離別し、父若しくは母に養育（その児童と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持することをいう。以下同じ。）されている者で父又は母の配偶者（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）に養育されていないもの

（2）父母と死別し、又は離別し、後見人その他の者に養育されているもの

（3）その他前2号に準ずる状態にあり市長が認めたもの

2 この条例において「保護者」とは、児童に対して親権を行う者又は現に児童を養育している者をいう。

（受給資格）

第3条 手当の支給を受けることができる者は、児童とともに市内に住所を有する保護者とする。

2 児童が次に掲げる施設に入所又は学校に就学のため市外に住所を有しているときは、前項の規定にかかわらず、市内に住所を有しているものとみなす。

（1）児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する施設

（2）学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する特別支援学校

（受給資格の認定）

第4条 前条に規定する受給資格に該当する者（以下「受給資格者」という。）は、手当の支給を受けようとするときは、その受給資格について、市長の認定を受けなければならない。

（手当の額）

第5条 手当の額は、児童1人につき月額2,500円とする。

（手当の支給期間及び支払期月）

第6条 手当の支給は、受給資格者が第4条の規定による認定の申請をした日の属する月の翌月から始め、手当を支給すべき理由が消滅した日の属する月で終わる。

2 手当は、毎年4月、8月及び12月の3期に、それぞれの前月までの分を支払う。ただし、支給すべき理由が消滅した場合におけるその期の手当については、その支払期月でない月であっても、支払うことができる。

（支給の制限）

第7条 手当は、受給資格者の前年の所得が、当該受給資格者の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する同一生計配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）並びに当該受給資格者の扶養親族等でない児童で、当該受給資格者が前年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、市長が定める額以上であるときは、その年の8月から翌年の7月までは、支給しない。

2 前項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、市長が定める。

(未支払の手当)

第8条 第4条の受給資格の認定を受けた者（以下「受給者」という。）が死亡した場合において、その者に支払うべき手当でまだ支払っていないものがあるときは、当該受給者に養育されていた児童に支払うことができる。

(届出)

第9条 受給者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに市長に届け出なければならない。

- (1) 受給資格が喪失したとき。
- (2) 養育する児童の数が変更したとき。
- (3) その他申請事項に異動が生じたとき。

(手当の停止及び返還)

第10条 市長は、受給者が次の各号のいずれかに該当するときは、手当の支給を停止し、又は既に支払った手当の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 児童の養育を怠っていると認められるとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により手当の支給を受けたとき。
- (3) この条例又は市長の定める事項に違反したとき。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか手当の支給について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成2年4月1日から施行する。

附 則（平成10年9月21日条例第26号）

- 1 この条例は、平成10年10月1日から施行する。
- 2 改正後の碧南市遺児手当支給条例の規定は、平成10年10月以後の月分の遺児手当の支給について適用し、平成10年9月以前の月分の遺児手当の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成15年6月30日条例第21号）

この条例は、平成15年8月1日から施行する。

附 則（平成19年3月16日条例第3号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成24年12月22日条例第22号）

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第10条を第11条とし、第9条を第10条とし、第8条を第9条とする改正規定、第7条中「新たに保護者になった者に支払う。」を「当該受給者に養育されていた児童に支払うことができる。」に改める部分以外の改正規定及び第6条の次に1条を加える改正規定は、平成25年8月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第5条の規定は、平成25年4月以後の月分の手当の額について適用し、同年3月以前の月分の手当の額については、なお従前の例による。

附 則（平成28年3月17日条例第14号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年12月25日条例第29号）

この条例は、平成30年1月1日から施行する。